

## 財務諸表に対する注記（社会福祉法人 北海長正会）

### 1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

### 2. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債権等…償却原価法(定額法)
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの…決算日の市場価格に基づく時価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物、構築物、機械及び装置、車輛運搬具、器具及び備品(有形固定資産)…定額法
- ・ソフトウェア(無形固定資産)…定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法による。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

当該物件のリース期間及び法定耐用年数を勘案した上での耐用年数を設定し、残存価額を零とする定額法による。

#### (3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金…北海道民間社会福祉事業職員共済会の退職給付算定基準により計上している。
- ・賞与引当金 …職員に対して支給する期末手当の内、当該会計年度の負担に属する額を算定し計上している。

### 3. 重要な会計方針の変更

平成26年度から社会福祉法人新会計基準へ移行し、会計処理を行っている。

### 4. 法人で採用する退職給付制度

(1) 一般社団法人北海道民間社会福祉事業職員共済会…退職年金事業

(2) 独立行政法人福祉医療機構 …社会福祉施設職員等退職手当共済制度

### 5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表等は以下のとおりである。

(1) 法人全体の財務諸表(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)

(2) 事業区分別内訳表(第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

(5) 収益事業における拠点区分別内訳表…当法人では収益事業を実施していないため、作成していない。

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 法人本部拠点区分(社会福祉事業)

「法人本部」

イ 北広島リハビリセンター更生部拠点区分(社会福祉事業)

「生活介護」

「自立訓練」

「入所支援」

「短期入所」

「市町村地域生活支援」

ウ 北広島リハビリセンター療護部拠点区分(社会福祉事業)

「生活介護」

「入所支援」

「短期入所」

エ 障がい者生活支援センターみらい拠点区分(社会福祉事業)

「市町村地域生活支援」

- 「相談支援」
- オ 北広島リハビリセンター特養部四恩園拠点区分(社会福祉事業)
  - 「介護老人福祉施設」
  - 「短期入所生活介護」
- カ 北広島デイサービスセンター四恩園拠点区分(社会福祉事業)
  - 「通所介護」
- キ デイホームさとみ拠点区分(社会福祉事業)
  - 「認知症対応型通所介護」
- ク デイホームかたる拠点区分(社会福祉事業)
  - 「通所介護」
  - 「地域交流事業」
- ケ 北広島ホームヘルプサービスステーション四恩園拠点区分(社会福祉事業)
  - 「訪問介護」
  - 「居宅介護」
  - 「重度訪問介護」
  - 「市町村地域生活支援」
- コ 北広島複合型サービス四恩園拠点区分(社会福祉事業)
  - 「複合型サービス」
- サ 北広島グループホーム四恩園拠点区分(社会福祉事業)
  - 「認知症対応型共同生活介護」
- シ 北広島リハビリセンター診療部拠点区分(公益事業)
  - 「付属診療所」
- ス 北広島居宅介護支援事業所四恩園拠点区分(公益事業)
  - 「居宅介護支援」
  - 「地域交流事業」
- セ 北広島訪問看護ステーション四恩園拠点区分(公益事業)
  - 「訪問看護」
- ソ 北広島市みなみ高齢者支援センター拠点区分(公益事業)
  - 「地域包括支援センター」
  - 「介護予防事業」
- タ サービス付き高齢者向け住宅しおん拠点区分(公益事業)
  - 「サービス付き高齢者向け住宅」

## 6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	199,715,000	0	0	199,715,000
建物	911,622,667	0	49,274,865	862,347,802
定期預金	0	0	0	0
合計	1,111,337,667	0	49,274,865	1,062,062,802

## 7. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

当年度当初からの新規開設施設であるサービス付き高齢者向け住宅拠点において、施設整備等補助金221,000円が減額となったことにより国庫補助金等特別積立金取崩額221,000円を計上している。

## 8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

- (1) 担保提供先 独立行政法人福祉医療機構 身障施設耐震化等施設整備資金
- ・土地(基本財産) <所在> 北広島市富ヶ岡 <地番> 509番31 <地積> 26272㎡ 177,336,000円
  - ・建物(基本財産) <所在> 北広島市富ヶ岡509番地31 <家屋番号> 509番31 <種別> 養護所  
<床面積>1階4204.52㎡ 2階2667.53㎡ 地下1階390.94㎡ 焼却炉8.66㎡ 385,317,821円
  - ・建物(基本財産) <所在> 北広島市富ヶ岡509番地31 <家屋番号> 509番31の6

〈種別〉 老人ホーム	〈床面積〉1階1393.77㎡ 2階1694.50㎡	393,738,160円
		合計 956,391,981円

担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

・設備資金借入金(一年以内返済予定額を含む) 88,320,000円

(2) 担保提供先 独立行政法人福祉医療機構 デイホームかたる開設施設整備資金

・土地(基本財産) 〈所在〉北広島市白樺町一丁目 〈地番〉8番2 〈地積〉1203.30㎡	11,933,500円
・土地(運用財産) 〈所在〉北広島市白樺町一丁目 〈地番〉8番1 〈地積〉1215.99㎡ 持分6953分の1203	2,088,000円
・土地(運用財産) 〈所在〉北広島市白樺町一丁目 〈地番〉8番11 〈地積〉279.56㎡ 持分6953分の1203	478,500円
・建物(基本財産) 〈所在〉北広島市白樺町一丁目8番地2 〈家屋番号〉8番2	
〈種別〉 デイサービスセンター・集会所 〈床面積〉1階38.50㎡ 2階629.30㎡ 3階420.85㎡	82,976,821円
合計 97,476,821円	

担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

・設備資金借入金(一年以内返済予定額を含む) 27,604,000円

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高  
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	2,288,780,628	1,426,432,826	862,347,802
建物	916,564,450	48,655,958	867,908,492
機械及び装置	48,242,782	32,851,568	15,391,214
車輛運搬具	93,510,497	76,897,430	16,613,067
器具及び備品	186,613,098	150,788,606	35,824,492
ソフトウェア	8,994,201	7,511,635	1,482,566
有形リース資産	23,200,298	5,087,074	18,113,224
無形リース資産	12,552,329	3,229,530	9,322,799
構築物	7,317,497	5,659,062	1,658,435
合計	3,585,775,780	1,757,113,689	1,828,662,091

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高  
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	242,843,298	0	242,843,298
未収金	282,509,534	0	282,509,534
未収補助金	156,436,964	0	156,436,964
未収収益	0	0	0
徴収不能引当金	0	0	0
合計	681,789,796	0	681,789,796

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

#### 14. 重要な後発事象

該当なし

#### 15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- (1)新会計基準移行初年度により、事業活動計算書(第2号の1様式、第2号の4様式)、貸借対照表(第3号の1様式、第3号の4様式)の前年度末の数値は零としている。
- (2)新会計基準の移行に伴い、当年度より賞与引当金を計上している。
- (3)新会計基準の移行に伴い、過年度国庫補助金等特別積立金積立額132,491,904円、過年度国庫補助金等特別積立金取崩額40,635,930円を計上している。

<内訳>

- ・過年度における国庫補助金特別積立金取崩額等の計算方法相違による調整額  
過年度国庫補助金等特別積立金積立額 18,396,904円  
過年度国庫補助金等特別積立金取崩額 40,635,930円
- ・過年度における償還補助金に係わる国庫補助金特別積立金積立額未計上による調整額  
過年度国庫補助金等特別積立金積立額 114,095,000円(年額 6,005,000円×19年分)